

「神戸市立墓園条例施行規則の一部改正（案）」の概要

1 改正の趣旨

令和7年3月31日に公布された「神戸市立墓園条例の一部を改正する条例」により、市立墓園に墓園施設として「期限付墓地」を新設することから、「期限付墓地」の使用における使用許可手続きや使用制限等を定めるため、このたび、神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正します。

また、市立墓園において、墓園の入り口から離れている場所などに空き区画が増えていることから、墓園の空き区画の利用を促進する取り組みとして、複数年応募のなかった区画について使用料の減額を行うため、さらに、墓園施設及び附属施設の使用権の承継について、親族がいない場合や親族の同意を取るなどすれば、親族以外の者でも承継することが可能であることを分かりやすくするなど文言の整理のため、あわせて同規則の一部を改正します。

2 改正の概要

（1）期限付墓地に関する規定の追加

①墓域設定（第2条）

墓園の区分を定める「墓域」について、「期限付墓地」に関する規定を追加します。

②使用許可手続き（第4条）

墓地の使用許可にかかる「手続き」について、「期限付墓地」の申請書に添付する書類（一般の墓地の申請に添付する書類に加え、使用許可期間満了時の取り扱いに関する誓約書）に関する規定を追加します。

③使用制限（第5条、別表第1）

墓地の使用許可をする場合に「必要な条件」について、「期限付墓地」に関する墓碑の高さや墳墓の台石及び蓋石の寸法等（現行の芝生墓域の4平方メートルの区画と同等）の規定を追加します。

④使用料の減額（第10条）

「期限付墓地」の使用にあたり、埋蔵する焼骨1体につきかかる使用料（期間経過後は合葬施設に埋蔵）について、合葬施設と同等の基準で「減額する規定」を追加します。

⑤使用許可申請様式（様式第3号の2）

「期限付墓地」の使用許可の申請に使用する「様式」を追加します。

（2）複数年応募のなかった墓地区画の使用料を減額する規定の追加（第10条）

一般の墓地について、貸付の募集開始から複数年応募のなかった区画を使用する場合に、当初使用料の一部を減額する規定を追加します。

3年以上連続して応募のなかった区画 一般墓地の当初使用料の1割相当額の減額

4年以上連続して応募のなかった区画 一般墓地の当初使用料の2割相当額の減額

（3）使用権の承継にかかる規定の文言の整理（第13条）

墓園施設及び附属施設の使用権の承継について、市長の許可を受ける者の表現をより分かりやすくするため、「祭祀（し）を主宰する者」を「墓園施設及び附属施設を管理する者」に改めます。また、「使用者の親族又は市長が正当な理由があると認める縁故者に限り」許可を行うこととしていますが、親族がいない場合や親族の同意を得た場合には、親族以外の者でも承継することが可能であることを分かりやすくするため、「認める縁故者」を「認める者」に改めます。

3 施行予定日

令和7年8月1日